

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会
第1回輸送交通専門委員会



マスコットキャラクター アップリート君

青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

日時：令和6年2月6日（火）午後2時

場所：十和田市役所 別館3階 会議室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会

第1回輸送交通専門委員会 次第

日時：令和6年2月6日（火）午後2時～

場所：十和田市役所 別館3階 会議室

1 開 会

2 輸送交通専門委員紹介

3 事務局紹介

4 委員長あいさつ

5 議 事

(1) 説明事項

説明事項1 第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の概要・・・P2

説明事項2 第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会十和田市開催
予定競技・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

説明事項3 第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会開催準備経過・P9

説明事項4 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催推進総合計画・・・・・・・・P11

説明事項5 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会専門委員会規程・・・P15

(2) 審議事項

議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市輸送・交通基本計画（案）・・・P17

議案第2号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市消防防災・警備基本計画（案）・・・P19

6 その他

- ・今後のスケジュール
- ・ボランティア募集について

7 閉 会

【参考資料】

資料1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会競技式典専門委員会委員名簿・・・P20

資料2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会則・・・・・・・・P21

第 80 回国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会の概要

1 目的

国民スポーツ大会は、昭和 21 年京都府を中心とした京板神地区で第 1 回大会が開催され、以降、各都道府県持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和 40 年から開催されてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成 4 年から開催されてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成 13 年に、第 1 回大会が開催され、以降、毎年、国民スポーツ大会終了後に開催されています。

障害のある選手が競技等を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的として開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会をはじめ、文部科学省や都道府県・指定都市となります。

3 開催時期、期間

【国民スポーツ大会】

本大会開催時期：令和 8 年 10 月 10 日(土)～10 月 20 日(火)

本大会開催期間：11 日間

【全国障害者スポーツ大会】

本大会開催時期：令和 8 年 10 月 23 日(金)～10 月 26 日(月)

本大会開催期間：4 日間

4 大会名称・愛称・スローガン・マスコットキャラクター

国民体育大会は、令和 6 年に佐賀県で開催される第 78 回大会以降、「国民スポーツ大会」に名称変更され、略称「国スポ(こくすぽ)」となります。

○ 大会名称：「第 80 回国民スポーツ大会」 「第 25 回全国障害者スポーツ大会」

○ 愛 称：「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

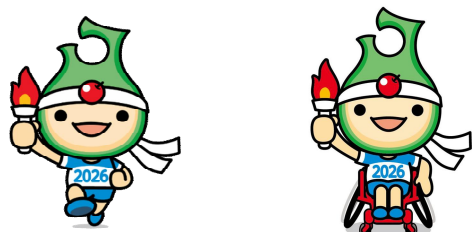
○ スローガン：「翔ける未来へ縄文の風に乗って」

翔ける未来へ縄文の風に乗って

- 規定書体デザイン組合せ



- マスコットキャラクター：『アップリート君』



5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

＜正式競技＞ 37競技（毎年実施36競技、隔年実施1競技）

- 毎年実施競技（36競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

- 隔年実施競技（1競技）

ボクシング、クレー射撃のうち青森大会ではクレー射撃を実施

＜特別競技＞ 1競技

高等学校野球（硬式及び軟式）

＜公開競技＞ 7競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

＜デモンストラレーションスポーツ＞ 38競技

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技・特別競技・公開競技以外のもの（種別・年齢等）で、原則として県内居住者を対象に実施することができる競技。

【全国障害者スポーツ大会】

＜正式競技＞ 14競技

個人競技	競技名	障害種別	団体競技	競技名	障害種別
	陸上競技	身・知		バスケットボール	知
水泳	身・知	車いすバスケットボール	身		
アーチェリー	身	ソフトボール	知		
卓球(サウンドテーブルテニス含む)	身・知・精	グラウンドソフトボール	身		
フライングディスク	身・知	フットソフトボール	知		
ボウリング	知	バレーボール	身・知・精		
ボッチャ	身	サッカー	知		

＜オープン競技＞ 3競技

競技名	障害種別
ブラインドテニス	身
ファイン・ボール	身
デフボウリング	身

第 80 回国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会十和田市開催予定競技

第 80 回国民スポーツ大会十和田市開催競技

〈正式競技〉

No.	競技名	種別	開催予定施設
1	サッカー	成年女子	十和田市高森山球技場（天然芝）
		成年女子	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
		少年女子	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
2	バスケットボール	少年男子	十和田市総合体育センター
3	相撲	成年男子	十和田市相撲場
		少年男子	

〈公開競技〉

No.	競技名	開催予定施設
1	ゲートボール	十和田市若葉球技場
2	バウンドテニス	十和田市総合体育センター

〈デモンストレーションスポーツ〉

No.	競技名	開催予定施設
1	パークゴルフ	八甲田パノラマパークゴルフ場
2	Let' s Enjoy バウンドテニス	十和田市総合体育センター

第 25 回全国障害者スポーツ大会十和田市開催競技

〈障害者スポーツ〉

No.	競技名	開催予定施設
1	バレーボール(聴覚)	十和田市総合体育センター

きら
青の煌めきあおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会



相撲



バスケットボール



サッカー



ゲートボール



バウンドテニス

Let's Enjoy
バウンドテニス



パークゴルフ

きら
青の煌めきあおもり障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会



バレーボール(聴覚)

青の煌めきあおもり障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第25回全国障害者スポーツ大会



■ 個人競技 7競技

■ 団体競技 7競技

青森市

◇ 開・閉会式



アーチェリー
(身体)



身体: 身体障害者が出場できる競技
知的: 知的障害者が出場できる競技
精神: 精神障害者が出場できる競技

陸上競技
(身体・知的)

卓球
(身体・知的・精神)



水泳
(身体・知的)



サウンドテーブル
テニス (身体)



むつ市

バスケットボール
(知的)



五所川原市

バレーボール
(精神)



むつ市

ソフトボール
(知的)



つがる市

バレーボール
(知的)



五所川原市

つがる市

青森市

東北町

三沢市

三沢市

ボウリング
(知的)



車いすバスケットボール
(身体)



弘前市

フライングディスク
(身体・知的)



十和田市

バレーボール
(身体)



おいらせ町

グランドソフトボール
(身体)



ポッチャ
(身体)



八戸市

サッカー
(知的)



フットソフトボール
(知的)



第 80 回国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会開催準備経過

年 月		内 容
平成 25 年	7 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年（2025 年）に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年	6 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）
平成 27 年	9 月	青森県知事が青森県議会（平成 27 年 9 月定例会）の提出議案説明において、平成 37 年開催の第 80 回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成 28 年	1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年	4 月	会場地市町村第一次選定（内定） サッカー、バスケットボール、相撲
平成 30 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和元年	7 月	中央競技団体による正規視察 7 月：サッカー競技 8 月：相撲競技 1 月：バスケットボール競技
	8 月	
令和 2 年	1 月	
	6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定し、これにより第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和 8 年に一年延期することが決定
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会の）の開催地として内定。
令和 4 年	7 月	青森県準備委員会第 7 回総会において、サッカー競技の開催予定施設の変更を承認 変更前：高森山球技場、若葉球技場 変更後：高森山球技場、高森山人工芝多目的グラウンド
	12 月	青森県準備委員会第 11 回常任委員会において、サッカー競技の開催予定種目の変更を承認 変更前：成年女子 変更後：成年女子、少年女子
令和 5 年	2 月	第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
	4 月	市教育委員会スポーツ・生涯学習課内に国民スポーツ大会準備室を設置（2 名体制）
	4 月	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察

令和5年	7月	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県が令和8年の第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の開催地として正式決定
	8月	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森県実行委員会に改組
	11月	第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会第2回総会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回総会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回常任委員会を開催
令和6年	2月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回総務企画専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回競技式典専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回輸送交通専門委員会を開催

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催推進総合計画

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」という。）の成功に向け、市民一人ひとりの挑戦から生まれる活力を結集し、本市を訪れる全ての方々を温かくお迎えするとともに、スポーツが持つ無限の可能性を発揮できる大会を目指し、十和田市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントで終わらせず、スポーツの力を生かし地域が活力に満ちた姿を持続できる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効率的に活用した広報活動を展開するとともに、個性あふれる歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民協働

市民、企業、団体、行政などの多様な主体が青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことで、あおもり国スポでの経験をその後の市民協働によるまちづくりの推進につなげる。

（5）観光・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

（7）式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素化・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催後の市民活用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 年度別業務

年度別業務は、別表のとおりとする。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 十和田市開催推進総合計画 【年度別業務一覧表】

年度	令和2年度(6年前)	令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
主要行事	大会開催内定 中央競技団体視察		準備委員会設立	日本スポーツ協会・文科省総合視察 大会開催・会期決定 国スポ大会準備室設置		中央競技団体視察 リハーサル大会開催 リハーサル大会実施本部設置	第80回国民スポーツ大会開催 第25回全国障害者スポーツ大会開催 大会実施本部設置
準備組織		準備委員会 設立総会開催 準備委員会 総会開催 *実行委員会へ改組予定		常任委員会開催 総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催	実施本部 設置・開催		
総務企画関係	① 総務・財務 県準備委員会との連絡調整 リハ大会経費検討	大会経費調査検討		県実行委員会との連絡調整 開催総合計画策定・進行政管理	大会運営ガイドライン策定 企業協賛取扱要項作成 リハ大会予算編成 識別用品整備要項作成 遺失物・拾得物取扱要項作成 保険加入要項作成	大会実施本部運営マニュアル作成 企業協賛の推進 リハ大会予算執行・決算 大会経費予算編成 リハ大会識別用品整備 リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	大会予算執行・決算 大会識別用品整備 大会での遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
	③ 広報		市ホームページ	広報基本計画策定 実行委員会ホームページ開設準備	広報啓発活動の推進 実行委員会ホームページ開設・運営 大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
	④ 市民運動			市民運動基本計画策定 ボランティア募集要項作成	市民運動の推進 ボランティア募集・研修会開催 リハ大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア業務計画作成 リハ大会ボランティア配置	大会ボランティア配置
	⑤ 観光・接伴			観光・接伴基本計画策定	歓迎装飾・接伴実施要項作成 案内所、休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾、ガイドブック等の検討 リハ大会案内所、休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾、ガイドブック等の配布 大会案内所、休憩所等設置 大会売店設置

第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催

実行委員会

解散総会

大会決算書

大会報告書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 十和田市開催推進総合計画 【年度別業務一覧表】

年度	令和2年度(6年前)	令和3年度(5年前)	令和4年度(4年前)	令和5年度(3年前)	令和6年度(2年前)	令和7年度(1年前)	令和8年度(開催年)
競技式典関係	⑥ 競技 競技用具整備計画の検討・作成 協議会役員等編成案の検討・作成 協議会係員・補助員編成案作成 リハ大会実施検討 デモスポ開催競技決定			競技運営基本計画策定 競技用具整備計画決定	競技別実施要項検討 競技用具整備の推進	競技別実施要項作成 競技役員等編成決定 競技会係員・補助員編成決定・養成 競技別リハ大会プログラム作成・配布	競技別プログラム作成・配布 競技役員等の編成・委嘱 競技会係員・補助員の編成・委嘱
				リハ大会開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項作成 デモスポ実施要項検討 情報通信基本計画策定	競技別リハ大会プログラム作成・配布 デモスポ実施要項作成 情報通信業務実施要項作成	デモスポ開催 臨時通信施設架設設置
				式典基本計画策定	式典実施要項作成 炬火イベント検討	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画・要項作成	各競技会開始式・表彰式の実施 炬火イベント実施
			施設整備基本計画策定	リハ大会会場設営仕様書作成	リハ大会会場設営 大会会場設営仕様書作成	大会会場設営	
⑦ 式典							
⑧ 施設							
宿泊衛生関係	⑨ 宿泊 宿泊施設実態調査	第一次仮配宿		宿泊基本計画策定	リハ大会宿泊実施要項作成 第二次仮配宿 リハ大会弁当調達要項作成	大会宿泊実施要項作成 第三次仮配宿 大会弁当調達要項作成 リハ大会弁当調達実施	宿泊本部設置 大会配宿実施 大会弁当調達実施
				医事・衛生基本計画策定 医事救護要項作成 防疫対策要項作成 食品衛生対策要項作成 環境衛生対策要項作成	医療救護実施マニュアル作成 リハ大会救護所設置計画作成 防疫対策実施マニュアル作成 食品衛生対策実施マニュアル作成 環境衛生対策実施マニュアル作成	救護所設置計画作成 リハ大会救護所設置 防疫対策の推進 食品衛生対策の推進 環境衛生対策の推進	救護本部・救護所設置
輸送交通関係	⑩ 医事・衛生			輸送交通基本計画策定 輸送交通業務実施要項作成	計画輸送シミュレーション リハ大会輸送計画作成	輸送計画作成 リハ大会計画輸送実施 車両誘導計画作成	輸送本部設置
				駐車場等調査・確保	警備・消防防災基本計画策定	警備・消防防災実施要項作成 リハ大会警備・消防計画作成	警備・消防防災計画作成 リハ大会警備・消防本部設置
⑪ 輸送交通							
⑫ 警備・消防							

第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会則（以下「会則」という。）第13条第5項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称等及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から前条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光及び接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市輸送・交通基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿舎への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

ウ 競技共催市町村間の輸送

他市町村と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町村と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市消防防災・警備基本計画（案）

1 目的

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」における消防防災・警備業務については、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催推進総合計画」に基づき、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 基本事項

(1) 消防防災対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。

イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

(2) 警備対策

ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。

イ 大会期間中には、関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

十和田市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関との連絡調整

消防防災・警備業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会
輸送交通専門委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
委員長	輸送・通信・ 警備・消防	十和田地区交通安全協会	事務局長	今泉 一識
副委員長	輸送・通信・ 警備・消防	十和田市タクシー協会	会長	田中 宏一
委員	輸送・通信・ 警備・消防	十和田地域広域事務組合 消防本部	警防課長	滝澤 文隆
〃	輸送・通信・ 警備・消防	公益社団法人青森県バス協会	専務理事	池田 守
〃	輸送・通信・ 警備・消防	日本郵株式会社十和田郵便局 総務部	課長	三浦 和幸
〃	輸送・通信・ 警備・消防	十和田市交通安全母の会	会長	山内 幸子
〃	輸送・通信・ 警備・消防	十和田市交通指導隊	事務局長	今泉 一識
〃	輸送・通信・ 警備・消防	十和田市防犯協会 指導隊	総隊長	米沼 寛
〃	輸送・通信・ 警備・消防	青少年育成十和田市民会議	会長	佐藤 やえ
〃	輸送・通信・ 警備・消防	十和田市青少年補導委員	会長	田茂 明子
〃	輸送・通信・ 警備・消防	十和田市消防団	副団長	佐々木 一幸
〃	市関係	十和田市総務部 総務課防災危機管理室	室長	山田 渉
〃	市関係	十和田市企画財政部 政策財政課	課長補佐	前山 雄一

計 13 名

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、十和田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項等)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、十和田市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に規定する事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。また、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるほか、十和田市の財務に関する規則等を準用する。

第7章 解散

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 本会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 本会が解散した場合において、その残余財産は、十和田市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年11月2日から施行する。

